

京都市告示第495号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次のとおり「控除対象寄附金」の項に掲げる寄附金を、同税の納税義務者が当該右欄「適用区分」の項に定める期間に支出したものとします。

令和元年12月18日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
公益財団法人京都文化 交流コンベンション ビューロー	京都市下京区四条通室町東 入函谷鉾町78番地 京都 経済センター3階	当該法人の 主たる目的 である業務	令和元年11月26 日以降に支出された 寄附金

(行財政局税務部税制課)